

令和7年度第1回埼玉地方最低賃金審議会議事録

賃金室長 ただいまから令和7年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。会長選出までの間、事務局において進行いたします。初めに、委員の出席状況について事務局から報告いたします。

専門監督官 本日の出席委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名でございます。よって最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを報告いたします。

賃金室長 埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項により、議事及び会議の資料は原則公開としております。ただし、同条項の但し書きに該当する場合には、会長は会議、議事録及び会議の資料を非公開とすることができるとされております。

あらかじめ傍聴者の希望を募りましたところ、現在4名の方が審議を傍聴されております。本日の議題は、会長及び会長代理の選出、埼玉県最低賃金の改正決定についての諮問です。

開会にあたり、埼玉労働局長片淵仁文よりご挨拶を申し上げます。

労働局長 皆さん、こんにちは。埼玉労働局長の片淵でございます。委員の皆様には、日頃より最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、この場をお借りして御礼を申し上げます。本日は、埼玉地方最低賃金審議会第57期委員の皆様による初めての審議となります。第57期委員の任期は令和8年度末までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会においては、長年にわたって全会一致での結審が続いております。これは委員の皆様のご尽力によるものであり、埼玉労働局長として改めて感謝を申し上げます。全会一致による結審は、そのこと自体が埼玉県内の労使の皆様に対してメッセージ性や重みを与え、最低賃金関係についての理解と遵守への意識を高めるものと考えております。本日は本審議会に埼玉県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただくこととしておりますが、委員の皆様にはこれまでと同様に真摯な議論を十分尽くしていただきますよう切にお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

専門監督官 続いて第57期委員の皆様をご紹介します。はじめに公益代表委員からご着席の順にご紹介いたします。小寺委員。

小寺委員 小寺です。

専門監督官 鈴木委員。

鈴木委員 よろしくお願ひいたします。

専門監督官 福田委員。

福田委員 福田でございます。よろしくお願ひいたします。

専門監督官 野崎委員。

野崎委員 よろしくお願ひいたします。

専門監督官 結城委員。

結城委員 よろしくお願ひします。

専門監督官 次に労働者側代表委員をご着席の順にご紹介いたします。高橋委員。

高橋委員 高橋です。よろしくお願ひします。

専門監督官 矢島委員。

矢島委員 よろしくお願ひします。

専門監督官 近藤委員。

近藤委員 近藤です。よろしくお願ひします。

専門監督官 根岸委員。

根岸委員 根岸です。よろしくお願ひします。

専門監督官 小畑委員。

小畑委員 小畑です。よろしくお願いします。

専門監督官 続いて使用者側代表委員をご着席の時にご紹介いたします。廣澤委員。

廣澤委員 はい廣澤です。よろしくお願いいたします。

専門監督官 嶋田委員。

嶋田委員 はい嶋田でございます。よろしくお願いいたします。

専門監督官 藤本委員。

藤本委員 はい藤本でございます。よろしくお願いいたします。

専門監督官 加藤委員。

加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

専門監督官 安藤委員。

安藤委員 はい安藤です。よろしくお願いします。

専門監督官 ありがとうございます。
配付資料は資料１から資料１２まででございます。

賃金室長 それでは議事に入ります。議題１は会長及び会長代理の選出です。会長については、最低賃金法第２４条第２項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議いただいたところ。会長には福田委員が推薦されました。

会長代理については最低賃金法第２４条第４項により、会長に事故があるときは、あらかじめ第２項の規定の例により、選挙された者が会長の職務を代理するとされております。公益代表委員の皆様でご協議いた

だいたところ、会長代理には鈴木委員が推薦されました。労働者代表委員の皆様、使用者代表委員の皆様、公益代表委員の皆様の皆様のご推薦のとおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

賃金室長 ありがとうございます。会長に福田委員、会長代理に鈴木委員がそれぞれ選出されました。それでは福田会長からご挨拶をお願いいたします。

福田会長 福田でございます。よろしくお願いいたします。もとより浅学非才でございますけれども、皆様のご理解とご協力をいただいて、公正な議事運営に努めたいと思いますので、ご指導を賜りますようによろしく願いいたします。

賃金室長 ありがとうございました。この先の進行は、福田会長をお願いいたします。

福田会長 それでは議事を進めます。本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により原則として公開といたします。また、会議の議事録を作成し、議事録については同運営規程第7条第2項により原則として公開することとします。

 本日の議題の2つ目は、埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問です。埼玉県最低賃金の改正について埼玉労働局長からの諮問をお受けいたします。

労働局長

(諮問文を読み上げ、福田会長に手交)

 よろしくお願いいたします。

福田会長 ただいま埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。それでは、審議資料について事務局から説明してください。

専門監督官 資料1は第57期埼玉地方最低賃金審議会の名簿でございます。資料2は埼玉地方最低賃金審議会運営規程でございます。資料3は埼玉地方最低賃金審議会小委員会の運営規程でございます。資料4は埼玉

地方最低賃金審議会の公開要綱でございます。資料5は埼玉県主要経済指標をまとめたものでございます。資料6は埼玉労働局職業安定部が毎月公表しております埼玉労働市場ニュースの最新版で、令和7年5月分のものでございます。資料7は賃上げ状況について労使の各団体と厚生労働省による調査の結果をまとめたものでございます。資料8は、公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団が実施しました埼玉県内賃金改定状況調査の公表資料でございます。資料8-2は資料8の調査結果の内容について過去のデータと比較できるように事務局の方でまとめたものでございます。資料9は本年4月22日に開催されました全国財務局長会議の席上配付資料でございます。関東財務局管内の経済情勢や賃上げの動向に関する資料が含まれています。資料10は本年2月13日に日本労働組合総連合会埼玉県連合会から埼玉労働局に提出された特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明でございます。資料11は先週金曜日に開催されました第70回中央最低賃金審議会の配布資料でございます。資料12は令和7年度第1回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の配布資料でございます。資料は以上でございます。

福田会長 ありがとうございます。資料について質問等ありますでしょうか。

廣澤委員 要望ですが、資料12「第1回目安に関する小委員会」の資料No.4の49ページ目に、業務改善助成金の執行状況が都道府県別にまとまっているページがございます。この2023年と2024年の対比で著しく件数が伸びている都道府県があれば、それを抽出していただき、その要因を分析していただけると参考になると思います。

賃金室長 承知しました。

福田会長 それでは、そのようにお願いいたします。他にいかがでしょうか。それではもし何かあればその都度またお預けいただくことにして、ここでは先に進ませていただきたいと思います。その他の議題について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 今後の手続等について説明いたします。

1つ目は、専門部会に関することです。本日、埼玉労働局長より諮問をいたしましたので、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、埼

玉地方最低賃金審議会に専門部会を設置いたします。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員を任命するに当たっては、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、関係者に対して候補者の推薦を求める必要があるため、本日、専門部会委員候補の推薦に関する公示を行います。推薦の締切日は、令和7年7月28日月曜日といたします。

2つ目は、関係労使からの意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項において、最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする、とされています。そして、その意見聴取の手続に関しては、最低賃金法施行規則第11条第1項で最低賃金審議会が関係労使の意見を聞く旨及び意見を述べようとする関係労使は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するとされております。これに基づいて本日、関係労使の意見聴取についての公示を行います。意見書の提出締切日は、令和7年7月28日月曜日といたします。寄せられた意見については、埼玉県最低賃金専門部会で意見聴取をさせていただく予定です。

次回の第2回審議会では、今後中央最低賃金審議会から示される今年度の改正の目安の伝達を行い、本審終了後に第1回専門部会を開催し、目安を踏まえてご審議をいただくことを予定しております。さらに、第3回審議会では、特定最低賃金が適用されている産業の方から広く募集した意見をお伝えすることを予定しております。特定最低賃金の改正についても、令和7年7月28日月曜日まで埼玉労働局のホームページで意見募集することとしてよろしいか、皆様にお諮りをいたします。なお、寄せられた意見については、提出された書面を事務局が代読することとしたいと考えております。事務局からは以上です。

福田会長 今ご説明があった今後の手続、意見聴取の進め方等についてご意見ご質問があればお願いいたします。第2回審議会の日程は、いつでしたか。

賃金室長 令和7年7月31日の午前中ということで予定しております。

福田会長 そのときに目安の伝達があるのですか。

賃金室長 その前までに目安が示されていればお伝えいたします。

福田会長 それでは、今事務局から説明されたとおり進めるということによろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。他に委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。

 それでは、本日の議題はこれで全て終了させていただきたいと思います。

 本日の議事録の確認については公益委員は私、労働者側委員は矢島委員さん、使用者側委員は廣澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、以上をもって本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。